第五十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十三条第四項若しくは第五項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第五十四条に次の一項を加える。

2　支援センターの子法人の役員が第二十三条第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第五十七条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第十条第二項中「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

（旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部改正）

第五十八条　旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「この法律の規定」の下に「（第五条の規定を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合における総合法律支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三条第二項に次の表を加える。

第十二条	この法律	この法律及び旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法（以下「旧震災特例法」という。）
第十九条第二項第二号	この法律	この法律又は旧震災特例法
第二十三条第五項	この法律又は準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）	この法律、旧震災特例法又は準用通則法（旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）
第二十三条の二第一項	この法律	この法律、旧震災特例法
第二十九条第八項第一号	同じ。）	同じ。）及び東日本大震災法律援助契約弁護士等（旧震災特例法第三条第一項第一号ロに規定する東日本大震災法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。）
	契約弁護士等に	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等に
第三十条第二項	前項の業務	前項の業務及び東日本大震災法律援助事業（旧震災特例法第三条第一項に規定する東日本大震災法律援助事業をいう。以下同じ。）

第三十条第三項	前二項の業務	前二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十一条	業務は	業務並びに東日本大震災法律援助事業は
第三十二条第一項	各業務	各業務並びに東日本大震災法律援助事業
第三十二条第五項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
	又は第二項の業務	若しくは第二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
第三十三条第二項	及び契約弁護士等	並びに契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
	契約弁護士等の	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等の
第三十四条第二項第五号	この法律	この法律、旧震災特例法
第三十五条第一項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十二条の二第一項	この法律	この法律、旧震災特例法
第四十二条の二第二項	前項	旧震災特例法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する前項
第四十六条第一項	以外の業務	以外の業務並びに東日本大震災法律援助事業
第四十八条の表第三条第三項の項	個別法	及び個別法
	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）に	、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）及び旧東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法（以下「旧震災特例法」という。）に
第四十八条の表第三十九条の二第一項の項	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）	総合法律支援法（同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。）、旧震災特例法